

私と社福

社福経営サポートクラブからのお知らせ

「決算報告の時にどのように説明をしたらいいのかわかりません。」というご相談を頂いたりすることがございます。【資金収支計算書を使って説明してます】とか、【とりあえず全科目読み上げています】なんていう法人もあつたりします。そこでおさえておいてほしいポイントを今回はご紹介いたします。

① BS(貸借対照表)の次期繰越増減差額が去年より増えているか

② BSの支払資金(流動資産-流動負債)が去年より増えているか

※流動資産・流動負債から棚卸資産、賞与・徴収不能引当金、1年以内科目を除く

①は正味財産が増えたかどうかを見ている。去年より増えていれば所謂黒字決算だったといえます。ただし黒字決算であってもお金の使い方を間違えると法人は倒産してしまいます...そこで②の支払資金所謂運転資金をどれだけ残せたかを確認します。

そして、どうして①が増えたのかはPL(事業活動計算書)をどうして②が増えたのかはCF(資金収支計算書)を見るとわかりますので、それぞれの帳票を基に説明しましょう。

決算報告の際には参考してみてください^^

by.カノン



我がまち岡山にファジアーノがある幸せ

今季もいよいよ終盤です。降格4枠の怖さもありますが、ひとつでも上の順位を目指して。さあ、ココロヒトツニ!「ファジアーノ!」

by.えびき

節	開催日	キックオフ	対戦カード	スタジアム
34	10.17 日	13:00 日	vs 松本	Cスタ
35	10.24 日	14:00 日	vs 水戸	Ksスタ
36	10.31 日	13:00 日	vs 新潟	Cスタ
37	11.3 水	14:00 日	vs 甲府	JITス
38	11.7 日	15:00 日	vs 山形	Cスタ

秋が深まりゆく季節、お体にお気をつけてお過ごしください。



株式会社 創明コンサルティング・ブレイン  
税理士法人 創明コンサルティング・ブレイン  
SCB 公認会計士 宮崎 会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10  
TEL (事務所) 086-274-8188 (会社) 086-274-6177  
FAX 086-274-8187  
HP http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp



- 税務コンサルティング ● 会計コンサルティング
- 経営コンサルティング ● 人事評価コンサルティング
- 財務分析サービス ● 各種セミナー・勉強会開催
- 将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)

# SCB NEWS LETTER

空が高く澄み渡り、秋の訪れを感じる季節となりました。  
第126号  
2021年10月発行

Lily ~ユリ~

過ごしやすい季節になりましたね。「三密を避け」、「遠出をせず」、といった配慮はもうしばらく必要かもしれませんが、今しか味わえない「秋」を満喫したいですね。それでは、今月もニュースレターをお楽しみください。



企業が従業員の感染予防対策費用を負担した場合の取扱い

3

Q

当社では、新型コロナウイルス感染症に関する感染予防対策として、従業員が負担した次のような費用を従業員に支給する予定ですが、このような費用の支給については、従業員に対する給与として課税対象となりますか。また、このような費用の支給は法人税の損金の額に算入できますか。

③感染が疑われる場合のホテル等の利用料・ホテル等までの交通費など

A

所得税

業務のために通常必要な費用(例えば、職場以外の場所で勤務することを企業が認めている場合のその勤務に係る通常必要な利用料、交通費など)について、その費用を精算する方法又は企業の旅費規程等に基づいて、企業が従業員に対して支給する一定の金銭については、従業員に対する給与として課税されません(企業がホテル等に利用料等を直接支払う場合も同様です)。

ただし、業務のために通常必要な費用以外の費用について支給するもの(例えば、従業員が自己の判断によりホテル等に宿泊した場合の利用料など)や、予め支給した金銭について業務のために通常必要な費用として使用しなかった場合でもその金銭を企業に返還する必要がないものは、従業員に対する給与として課税対象となります。

法人税

上記費用に係る企業の法人税の課税関係については、原則として、旅費交通費等や給与として損金の額に算入できることとなります。

国税庁HP「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」

by.カイ

# 未来会計活用法

## 新型コロナ支援策を会計で読み解く 2

今回は、新型コロナウイルス感染症が企業に与えた影響を財務3表(決算書)で説明しました。



第2回  
by. 未来会計  
マスター協会

令和2年から実施された新型コロナの影響に対する企業への支援策は大きく分けて3つです。

01 融資  
(借りる)



02 助成金・補助金・  
給付金(もらう)



03 納税猶予  
(支払いを待ってもらう)



次回以降で、支援策により、財務3表(決算書)がどのように変化したのかをみていきます。

by.未来会計マスターKAI

## Season by Season

### シソ



麺好きばかりの我が家では、この夏も「そうめん」が大活躍。葉味もいろいろありますが、個人的には「シソ」が大好きです(おちびちゃんにはまだ早かった。。。)。

毎年プランターで育てていますが、今年は暑さのせい、早々と葉が固くなり、収穫時期が短くなってしまいました(\*\_\*;

昔から多くの薬効をもっているとされる「シソ」はビタミンやミネラルなどの栄養価も高く、最近の研究ではアレルギーにも効果があることが報告されています。名前の由来も中国の医者が食中毒で死にかけていた若者を紫蘇を煎じて治療し、蘇らせたところから「紫」の「蘇る」薬草として「シソ(紫蘇)」になったとか。

シソは「葉」「花穂」「実」のすべてが食べられるので、上手に利用したいですね(^^)。

花言葉は「善良な家風」「力が蘇る」。しっかりと食べて夏の疲れを吹き飛ばそう!

by.うさぎ



今月の1冊

## 03 『両利きの経営 「二兎を追う」戦略が未来を切り拓く』

チャールズ・A・オライリー、マイケル・L・タッシュマン著 東洋経済新報社 2019年2月

「両利きの経営」という言葉をご存知でしょうか。企業活動における両利きは「知の探索」と「知の深化」という活動がバランスよく高い次元で取れていることを意味しています。



早稲田大学ビジネススクールの入山章栄先生は、「知の探索」とは、「自社の既存の認知の範囲を超えて、遠くに認知を広げていこうという行為」であり、「知の深化」とは、「自社の持つ一定

分野の知を継続して深掘りし、磨き込んでいく行為」と解説されています。

不確実性の高い「探索」を行いながら、「深化」によって安定した収益を確保し、両者のバランスをとって高いレベルで行うことが「両利きの経営」です。

この本は、スタンフォード大学のオライリー教授とハーバード大学のタッシュマン教授による圧倒的な数の事例解説が特徴です。企業は、なぜサクセストラップ(成功の罠)に陥ってしまうのか。イノベーションの創出という点で、全ての会社に重要なヒントを与えてくれる読み応えのある1冊です。

by.スクエア

## 今回は、「東京オリンピックのメダル数」について。

みなさんは、東京オリンピックをご覧になりましたか。どの競技も熱戦でしたね。今回の、メダルの数は……

〈金〉 27個

〈銀〉 14個

〈銅〉 17個です!

次はパリオリンピックが3年後にあります。早くもパリオリンピックが楽しみです。



アニマル通信  
by.ベル

## 9月13日 世界の法の日

今回は「法の日」について

1965年の9月13日から20日までワシントンで開催された「法による世界平和第2回世界会議」で、9月13日を「世界法の日」とすることが宣言された。

1961(昭和36)年、東京で開催された「法による世界平和に関するアジア会議」で「世界法の日」の制定が提唱され、2年後の1963年アテネで開かれた「法による世界平和第1回世界会議」で可決され、第2回世界会議で宣言されたものである。

この日とは別に、日本では1960年から10月1日を「法の日」としている。 by.おいしい

